

## 奨励金実績報告書の提出期日と振込日について

	第1期	第2期	第3期	第4期
実績報告書 提出期日	5月末日 (2~5月回収分)	8月末日 (6~8月回収分)	11月末日 (9~11月回収分)	2月末日 (12~2月回収分)
奨励金振込日	各提出期日の翌月の末頃			
留意事項	<p><b><u>必ず期日までに提出して下さい。</u></b></p> <p>期日を過ぎた場合は次回の支払いになります。5月、8月、11月、2月の明細証明書の手配が期日を過ぎる場合には、次回に合わせて報告してください。2月の回収分について、第4期に報告されなかった場合、翌年度の第1期（5月末日まで）に報告されたときに限り受け付けます。<u>それ以降に提出された場合は支払いができませんのでご注意ください。</u></p>			

### ●提出書類

- ・大阪狭山市有価物回収実績報告書 1部
- ・有価物回収明細証明書 回収日もしくは回収月ごとに1部ずつ  
(回収業者の証明印が必要、コピー不可)

### ●奨励金交付金額

回収物1kgにつき、4円の奨励金を交付します。ただし、100円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。

《計算例》・回収合計 13,060 kgの場合  
 $13,060 \text{ kg} \times 4 \text{ 円} = 52,240 \text{ 円} \rightarrow$  支払額 52,200 円 ※100円未満切り捨て

### ●登録事項変更届

代表者や振込先金融機関など、当初の登録事項に変更が生じた場合は、登録事項変更届を必ず提出してください。

### ●その他の注意事項

- ・実績報告書、回収明細証明書の計算が間違っているケースが見受けられます。提出前に必ず一度検算した上で提出するようにしてください。
- ・実績報告書に記載の団体名等が登録時の名称と相違していることがあります。団体名等は省略をしないで、正確にご記入いただくようにお願いします。
- ・有価物回収明細証明書は、回収業者による回収量の証明書類です。団体様が回収量を書き込む行為は、奨励金の不正請求になる場合がありますので絶対にやめてください。